

平成29年度 ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金 評価表 NO. 25

所管部課名	農政課		担当者	森重・岩下				
事務事業名	鳥獣被害対策事業費							
根拠法令	ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	5,922 千円	国県支出金 千円	一般財源 5,922 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	本市における農林産物による被害額		59,967		平成34年度			
成果指標②								
補助対象者	対象農地がゴールド集落内にある農林産物の生産農家							
補助対象経費	鳥獣等から農林産物への被害防止又は軽減する鳥獣害防止施設の備品購入及び設置人件費に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	鳥獣から農林産物への被害を防止又は軽減するための電気柵等の設置及び人的支援に係る経費							
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 備品購入費については3分の2を乗じて得た額とし、設置人件費については申請者が設置できない場合は市の基準により交付。ただし、1件当該者当たり50万円を限度							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の 経過を去ける年 の決算状況	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	3,322,169	37.0%	3,224,307	36.5%	2,887,780	34.1%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	3,322,169	37.0%	3,224,307	36.5%	2,887,780	34.1%
		市補助金	5,666,000	63.0%	5,620,000	63.5%	5,582,000	65.9%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	8,988,169	100.0%	8,844,307	100.0%	8,469,780	100.0%	
	支出	事業費	8,988,169	100.0%	8,844,307	100.0%	8,469,780	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
計	8,988,169	100.0%	8,844,307	100.0%	8,469,780	100.0%		
支出計/前年度支出計				98.4%		95.8%		
自己資金/前年度自己資金				97.1%		89.6%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		56		31		42		
成果指標の推移①		55,849		46,597		67,870		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】 特になし 【前回評価への回答】 平成26年度「現状のまま継続」、現在も継続中である。 【事業のPR方法】 広報紙による周知、ホームページへの掲載 【費用対効果】 柵を設置したところでは農作物への被害がなくなった。 【補助事業以外の事業】 特になし 【その他】 特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	鳥獣被害を防止することで、農家所得の向上はじめ、農家の生産意欲の向上など農業振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	農村地域では、高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加等農地の荒廃化が進み、シカやイノシシ等の被害が著しい状況となっている。また、そのことで、既存農家の生産意欲もなくなりつつある。このような状況を回避するために、当該事業は、地域の農業振興のためには必要な事業である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	事業の実施により、農林産物への被害が減少することが期待できる。併せて、農家の生産意欲の向上と農地の保全も期待できる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該事業については、地域農業を振興する上からも、農業者自らが農業環境づくりに取り組む必要があり、その取組について支援すべきであると考えられる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助基準については明確に示している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	鳥獣被害防止対策については、鳥獣被害の発生した箇所に対し、農業者等の申請のもと自ら被害防止策に取り組んでもらっている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農業振興及び環境整備の面からも公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	有害鳥獣の捕獲の推進とともに、農作物被害防止のための当該事業補助は最も適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費については、明確に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 ゴールド集落という特定の条件があるので、当該事業については、現状のままとしたい。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げるゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市内の農林産物の生産農家（以下「申請者」という。）で、事業を実施することにより安定的な生産が見込まれること。
- (2) 対象農地がゴールド集落内にあること。

(補助金の額)

第3条 ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金の額は、次条に定める経費のうち備品購入費については3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、設置人件費については申請者自身が設置できない場合は市の基準により交付する。ただし、1当該申請者当り50万円を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金は、イノシシ・シカ等から農林産物への被害を防止又は軽減する鳥獣害防止施設（電気柵・防護柵・防鳥網等）の備品購入及び設置人件費に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 鳥獣害防止施設等の整備に要する経費に係る見積
- (2) 鳥獣害防止施設等の整備に関する位置図及び平面図
- (3) 同意書（団体の場合に限る。）（様式第1号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者が現に本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されている

ない場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該申請者にゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金の実績報告に係る規則第

15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等に係る完成写真
- (2) 当該補助事業等に係る納品書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市におけるイノシシ・シカ等による被害額を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。